

長岡聾学校いじめ防止基本方針

改訂 令和7年4月1日

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

当校では、全ての児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組み、自分の力を高めていくことができるように、よりよい人間関係づくりや円滑なコミュニケーション、社会性の育成などに努める。

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであるという基本に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめ及びいじめ類似行為（以下、いじめ等）の未然防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的、効果的に推進し、全職員が認識を共有して取り組むとともに、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携を図る。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめ類似行為

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの

（新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2）

2 いじめ防止等のための取組方針

（1）いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

- ①校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、寄宿舎総務、各学部主事、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターからなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ②委員会は、いじめ等の対応として、必要に応じて開くとともに、定例会を開催し、現状や指導について情報交換を行い、共通理解を図る。
- ③保護者等対象の学校評価アンケートの項目として「いじめ見逃しゼロスクールの推進」をあげ、評価をしてもらう。また学校評価委員会で1年間の取組を報告し、評価をってもらう。
- ④いじめアンケートや学校評価を活用して学校の実態を把握し、取組の見直しを年度末に行う。
（PDCAサイクルによる見直し）
- ⑤校内研修等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」に対する職員の共通理解を図るとともにいじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。なお、研修等の内容には自殺防止も含める。（実施月は「いじめ防止のための取組（人権教育・同和教育、道徳教育）年間計画」に記載）
- ⑥いじめ対策組織委員会会議録は、5年間保管する。
- ⑦学校基本方針や取組の年間目標や計画を生徒や児童保護者等へ示すとともに、学校ホームページにより公開する。
- ⑧警察との日常的な情報共有や相談体制構築のため、学校・警察双方の担当者が連絡を密にする。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめ等の未然防止のための取組

①「いじめ防止のための取組年間計画」に基づき指導を実施【発達支持的生徒指導】

②いじめの起こらない学校づくり【課題未然防止教育】

- (ア) 環境づくり（いじめゼロスクール集会、生徒指導だより等による啓蒙活動、児童生徒とその保護者との信頼関係づくり、相談しやすい雰囲気づくり）
- (イ) 児童生徒の理解（学校生活全般における見取り。日常的な職員間での情報交換）
- (ウ) 学部・学級づくり（安心できる居場所を提供）
- (エ) 授業や諸活動への主体的な参加（個々の児童生徒の実態に応じた指導）
- (オ) コミュニケーション能力や社会性の育成（運動会、文化祭における他学部との交流、他校との交流、授業、特別活動、行事、総合的な学習の時間）
- (カ) 情報モラルの育成（児童生徒…学部朝会、授業。保護者等…保護者説明会、生徒指導だより）
- (キ) 人権教育・同和教育、道徳教育の充実

③指導上の留意点

- (ア) 学校行事やLHRを通じて、年間を通じた体系的な指導を心掛け、児童生徒の実態に応じた内容を計画に盛り込む。
- (イ) 要配慮児童生徒及び特別に支援を必要とする児童生徒に対しては、いじめ防止対策委員会やケース会議を通じて情報共有を図り、全職員で共通認識に基づいた指導を行う。

(2) いじめ等の早期発見のための取組【課題早期発見対応】

①いじめ相談・相談窓口の設置（窓口 幼小教務室〔教頭〕・中高教務室の電話〔生徒指導主事〕）

②カウンセリングルームの設置

③学期始めごとに年3回教育相談アンケートの実施

④学期末ごとに年3回いじめアンケート、生活アンケートの実施

⑤担任との教育相談（面談）の実施・個人票による記録保管

⑥日常的な児童生徒の観察

⑦教職員間での情報交換

⑧保護者等との懇談や連絡ノートの活用

⑨外部相談窓口に関する情報提供

(3) いじめ等の早期解決のための取組【困難課題対応的生徒指導】

①早期解決のための認識

- (ア) いじめられた児童生徒（以下被害生徒）やその保護者等に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- (イ) いじめた児童生徒（以下加害生徒）に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

②いじめ等の相談・いじめ等の通報

- (ア) 速やかに管理職（不在時は生徒指導主事または学部主事）に報告する。
- (イ) 「いじめ防止対策委員会」を開き、管理職がリーダーシップをとって今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒の安全を最優先に考えて、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施し、正確な状況把握に努める。
- (エ) いじめの疑いが生じた場合、被害を受けている児童生徒の保護者等へ連絡をする。

③いじめ認知後の対応

- (ア) 被害生徒の保護者等及び加害生徒の保護者等に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有し、早期解決のための協力を依頼する。

- (イ) いじめを解決する方法については、被害生徒及びその保護者等の意向を踏まえ、決定する。
- (ウ) 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。

(エ) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

ア 児童生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

イ はやし立てるなどの行為はいじめを助長するものでいじめと同様であることを指導する。

ウ いじめを見たら、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

- (カ) いじめ解消に向けては全教職員の共通理解と保護者等の協力、外部関係機関と連携し、対応に取り組む。

- (キ) いじめが犯罪行為として取扱われるべきものであるときは、所轄の警察署に通報し、連携して対処する。

(ク) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、教育支援委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

イ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

④いじめ解消後の対応

- (ア) いじめ等が解消した後も再発を防ぐために継続的な観察、支援、保護者等との連絡を行う。少なくとも3か月間は見守りを継続する。

- (イ) いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。

4 重大事態への対応

(1) 初期調査及び報告

①重大事態が発生した場合には直ちに初期調査を実施し、速やかにその結果を県教育委員会に報告する。なお、初期調査にあたっては、以下の事項に留意する。

(ア) 重大事態に至る要因となったいじめ行為に関し、次の事実関係を網羅的に調査し明確にする。

- ・いつ、誰から行われ、どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校・教職員がどのように対応したか

(イ) 質問紙調査や聴取調査の実施にあたっては、被害生徒や情報提供をした児童生徒を守る事を最優先で行う。

- ・質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者等に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校児童尾生徒やその保護者等に説明する等の措置をとる。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識のもと調査にあたる。

(ウ) 被害生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・事情や心情を十分に聴き取る。加害生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・被害生徒の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、学校生活復帰支援、学習支援を行う。

(エ) 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・被害生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者等と調査について協議しながら対応する。

②被害生徒及びその保護者に対し、他の児童生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分に配慮し、調査により明らかになった事実関係を伝える。

(2) 再発防止

県教育委員会が行う調査に対して積極的に資料を提供する等協力するとともに、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に学校組織をあげて主体的に取り組む。

(3) 加害生徒や保護者等への対応

加害生徒や保護者への丁寧な対応と今後の支援についての情報提供を行う。

(4) 当該学級・学年のケア

当該学級や学年への組織的なケアを実施するとともに、必要に応じて外部機関との連携を図りつつ支援を行う。

重大事態の意味

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ③ その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

新潟県いじめ防止基本方針 第4-1-(1)